



未来のために～みんながやさしきでつながるまち～

習志野市

令和2年3月27日

報道関係者各位

消防職員の処分について

習志野市消防長 高澤 寿

令和元年10月10日に児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された本市消防職員に対し懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

1 処分の内容

所属	職名	氏名	年齢	処分内容
中央消防署秋津出張所	消防士長	中村 天治	29歳	免職

2 処分年月日 令和2年3月27日

3 事案概要

平成30年3月、当時15歳の女子児童に対し、物品を供与した上で自宅にてみだらな行為をしたとして児童買春・児童ポルノ禁止法違反により、罰金30万円の判決を受けたもの。

4 今後の対応

被害者と被害者のご家族さま、市民のみなさまには本市の消防職員がこのような事件を起こしたことを誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

消防職員には、強い倫理観のもと、行動に対する責任をさらに意識させ、信頼回復に向けて、なお一層の努力をしてまいります。

【市長コメント】

被害を受けた方とご家族様に、改めて深くお詫び申し上げます。市民の模範となるべき本市職員がこのような事件を起こし、皆様の信頼に背いたことは、慚愧の念に堪えません。

職員は全体の奉仕者であることを念頭に、責任ある行動をとるようさらに徹底してまいります。

問合せ先 習志野市消防本部

次長 鈴木憲一

電話 047-452-1282(総務課直通)

047-452-1212(代表)